

基本方針（案）に関するQ&A

参考資料

Q. 「大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」（以下、「宣誓制度」）を導入する目的とは？

当市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が性的少数者の「生きやすさ」につながることはもとより、誰もが自分らしく生きられる社会やジェンダー平等の実現に資する必要かつ重要な制度であると捉えており、誰もが人権や多様性を尊重しながら、人生のパートナーや家族として暮らしていくことができるよう、新たにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するものです。

Q. 「現在の婚姻制度を利用することができない、又は利用することが容易ではない人」とは、具体的にどんな人ですか？

- ・ 戸籍上の同性カップル
- ・ 夫婦別姓を望むカップル
- ・ 旧来の家制度の価値観が残るなど、様々な理由から事実婚を選択したカップル
- ・ パートナーが外国籍であるため必要書類の入手が困難などを想定しています。

Q. 宣誓制度に関するガイドブックなどはないのでしょうか？

基本方針決定後、わかりやすいガイドブックなどを作成するとともに、市広報紙やホームページ、公式SNSなどを活用し、宣誓制度に対する理解促進を図ります。

Q. 「アウトティング」の防止については、検討していますか？

（アウトティング：本人から了解を得ずに、第三者へ性自認や性的指向などの情報を伝えること。）

宣誓制度の周知と合わせて、「アウトティング」の防止について注意喚起を行います。また、市職員向けの情報管理に関するガイドラインなどを整備するほか、研修機会を設けるなど、周知徹底を図ります。

Q. 宣誓者が利用できる行政サービスとは、どのような内容ですか？

各種証明発行や申請手続きにおいて、対象者の家族として手続きできるほか、市営住宅への入居や、市立診療所における病状説明などが受けられるようになることを検討しています。